

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令  
第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成二十九年四月十七日

広島県収用委員会会長 烏谷部 茂

一 通知を受けるべき者

住 所	土地所有者名
アメリカ合衆国ハワイ州マウイ島カフルイ オネヒ通り三七四番	大久保 勝
アメリカ合衆国ハワイ州マウイ島カフルイ カヒキ通り一九九番	ミヤコ・ギュイロ
アメリカ合衆国ハワイ州マウイ島カフルイ オネヒ通り三六八番	シト
アメリカ合衆国カリフォルニア州カールソン市 一八九番通り一五〇	ハルエ コバヤシ
E	フランシス マサ シ オオクボ

二 通知すべき事項を記載した書類の名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・七〇二号長束八木線に  
係る土地収用事件の第一回審理開催の通知

三 土地等の表示

1 収用の部分に関する事項

目 次	所在		地 積	収用しようとする 土地の面積 (m <sup>2</sup> )
	地 番	公簿		
広島市 安佐南区 祇園五丁	七〇九番一	公簿	現況	公簿 (m <sup>2</sup> )
	墓地	現況	墓地	実測 (m <sup>2</sup> )
	墓地	墓地	三・三〇	公簿 (m <sup>2</sup> )
			四・三四	実測 (m <sup>2</sup> )
			四・三四	土地の面積 (m <sup>2</sup> )

2 使用の部分に関する事項

なし

四 通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十九年五月八日にその通知があつたものとみ  
なされます。